

## 資料2

筑紫野市地域福祉推進条例（抜粋）

平成22年6月29日条例第27号

### 第9章 筑紫野市地域福祉計画等推進委員会 (設置)

**第30条** 地域福祉の推進を図るため、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として、筑紫野市地域福祉計画等推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

**第31条** 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項についての調査及び審議を行い、その結果を市長に答申するものとする。

- （1） 筑紫野市地域福祉計画（以下「計画」という。）に基づく施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項
- （2） 計画の進行管理及び見直しに関する事項
- （3） その他地域福祉の推進に必要と認められる事項

（組織）

**第32条** 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

（委員）

**第33条** 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 市民
- （2） 福祉団体等の代表者
- （3） 社会福祉施設の代表者
- （4） 住民組織の代表者
- （5） 医療機関の代表者
- （6） 識見を有する者
- （7） その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

**第34条** 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職又は資格を失ったときは、委員の職を失うものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第35条** 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第36条** 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。